

# お申込みから～お引渡しまで

## 1. 申し込み・受付 (随時受付中※土日・祝祭日を除く)

- 所定の申込用紙にご希望の区画番号，住所，氏名，連絡先等の必要事項を記入し，指宿市土地開発公社（指宿市役所2階財政課内）へ提出してください。※郵送可
- 地区協定（任意）に同意していただいた上で，申込日から起算して30日以内に土地売買契約を締結することになります。

## 2. 土地売買契約の締結

契約に  
必要  
な物  
等

- ① 契約保証金（土地代金の10%以上の金額）が必要です。
- ② 契約者本人の『印鑑登録している印（実印）』が必要です。
- ③ 契約者本人の『印鑑登録証明書1通』が必要です。
- ④ 契約者本人の『住民票抄本1通』が必要です。
- ⑤ 土地売買契約書に貼付する『収入印紙5,000円』が必要です。

### 3. 指定業者で住宅建築する場合

土地売買契約締結日から4ヶ月以内に指定業者9社の内1社と住宅建築請負契約を締結していただきます。

住宅建築契約の締結日から起算して14日以内に，契約保証金を差し引いた土地代金の残金をお支払いいただきます。

※↓4-①の収入印紙代金も同時にお支払いいただきます。

### 3. 他の業者で住宅建築する場合

土地売買契約締結日から起算して30日以内に，契約保証金を差し引いた土地代金の残金をお支払いいただきます。

※↓4-①の収入印紙代金も同時にお支払いいただきます。

## 4. 所有権移転登記の手続き（鹿児島地方法務局）

土地代金残金の入金を確認後，手続きは売主が行いますが，費用は買主負担です。

- ① 収入印紙（30,000円～50,000円程度） ※区画により金額が異なります。
- ② 登記書類に契約者本人の実印を押していただきます。

## 5. 土地の引渡し

所有権移転登記手続き完了後に『登記完了証』と『登記識別情報通知（権利証）』をお渡しして，土地の引渡しとなります。

☆お気軽にお問い合わせください☆

売主

指宿市土地開発公社

〒891-0497

指宿市十町2424番地（指宿市役所 2階 財政課内）

TEL：0993-22-2111（内線149）